

第3節 米国における同時多発テロへの対応

I 金融庁対策本部の設置

日本時間9月11日夜に発生した「米国における同時多発テロ」への対応については、同日午後11時30分、金融システムの維持に万全を期すため、金融庁長官を本部長とする「金融庁対策本部」を設置し、日本銀行、取引所及び海外金融当局等と緊密に連携をとりつつ、状況の把握及び今後の対応に務めていくこととした。9月12日午前1時15分には、金融庁長官が対策本部長として緊急記者会見を行い、「12日の証券市場については、今後特段の事情のない限り聞くこととする。」旨、メッセージを発出した。

12日の我が国の株式市場及び金融先物市場については、その後の状況等を踏まえ、我が国市場の信頼性を維持する必要があること、また、欧州市場でも基本的に通常通りの取引が行われたことから、通常どおり開場することを決定し、その旨を12日午前7時30分に大臣談話で発表するとともに、市場参加者に対し冷静な対応を要請した。(資料9-3-1参照) なお、株式市場については不測の混乱が生じないよう、東京証券取引所等において呼値の制限値幅を通常の2分の1とする措置が臨時に講じられた。

II 「米国における同時多発テロを踏まえた対応について」の公表

政府対処方針(9月12日安全保障会議)、「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置について」(9月19日テロ対策関係閣僚会議決定)及びG8首脳声明(9月19日)等を踏まえ、当庁においてもテロ事件等が金融システムに与える影響を最小化するとともに、テロ防止の観点から、9月25日に「米国における同時多発テロを踏まえた対応について」をとりまとめ公表した。(資料9-3-2参照)

これに基づき、当庁としては、

- (1) 金融システムの維持に万全を期すため、日本銀行及び海外金融市場当局等と緊密に連携を図りつつ、引き続き適切に対処するとともに、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、保険監督者国際機構(IAIS)を通じ、有事の際ににおける金融監督者間の連絡体制について一層の強化。
- (2) タリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、組織的犯罪処罰法の規定する犯罪収益の疑いのある取引として届出を行うよう金融機関に対し要請。
(第17章第3節参照)
- (3) テロ資金供与対策については、テロ資金供与防止条約の年内署名を前提に、同条約の早期実施に向けて、金融機関等に対する「テロ資金に係る疑わしい取引の届出」等の義務付け等につき、関係省庁におけるテロ資金供与等の犯罪化に係る検討と連携して検討。(なお、上記の検討も踏まえ、当庁は、テロ資金供与防止条約を的確

に実施し、テロ資金供与行為やマネー・ローンダリング等の防止を図る等の観点から、平成14年3月12日に金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案を国会に提出した。詳細は、第6章第1節参照)

(4) 防犯・防災対策等の整備について、今般の同時多発テロを踏まえ危機管理に万全を期するため、①不穏な情報を入手した際や有事発生時における治安当局との連携確保、②テロ事件を未然に防止するための体制の整備、③有事における、被災軽減及び業務継続のための体制整備等について改めて要請及び周知徹底。等の措置を実施した。